

「今まで大丈夫だったから」が一番危ない

気象状況に応じた屋外での火の使用に係るルール

・近年の松本地域は、冬から春先にかけての降雪・降雨量が減少傾向にあり、乾燥した状態が長引く状況にあります。これに伴い、松本広域消防局では令和8年1月1日から新たな注意喚起（林野火災注意報）を行っています。

林野火災注意報

松本広域連合火災予防条例第29条の8

＜努力義務＞

火災の危険性が高まっているため、火の使用の制限に従うよう努める（罰則なし）

①・②どちらかの条件が発令の判断基準になります。

- ① 前3日間の雨が1mm以下＋前30日間の雨が30mm以下
- ② 前3日間の雨が1mm以下＋「乾燥注意報」が発令中

火災警報

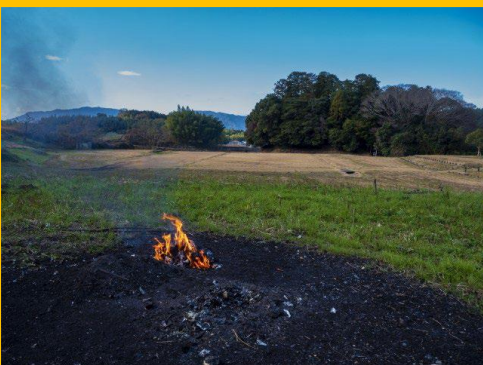
消防法第22条

＜強い制限（罰則あり）＞

火災の危険が極めて高く、消防法に基づき火の使用が厳しく制限される

- ① 実効湿度60%以下・最小湿度40%以下＋最大風速7 m／sを超える見込みのとき
- ② 平均風速10m／s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき

火の取扱い制限に該当する行為の例



三九郎も制限の**対象**

屋外での火の使用の制限に従うよう努めなければならない【努力義務】

屋外での火の取扱いを**しないこと**【30万円以下の罰金または拘留の可能性】

💡 実効湿度と風の恐怖

実効湿度が**60%以下**になると、火種が落ちた瞬間に草木が激しく燃え上がることがあります。

さらに、**風速7 m／s**（小枝が激しく揺れる強さ）の風が加わると、火の粉が横へ猛スピードで飛び散り人間の手による初期消火は**不可能な速さ**で山林や周囲の住宅へと**延焼拡大**することがあります。

よくあるご質問（Q & A）

Q. 地域の伝統行事である「三九郎」は『例外』ですよね？
消防署に届出し、当日は消防団も立ち会うのだから例外ですよね？

A. いいえ、例外ではありません。

「伝統行事だから」「届出したから」「消防団がいるから」火災が発生しないわけではありません。注意報・警報発令時は、危険な気象状況なので実施しないでください。

・届出＝「許可」ではありません！

届出は、煙を見た住民からの119番通報により消防車が誤って緊急出動することを防ぐための「事前連絡」に過ぎません。火をつける行為を消防が許可したわけではありません。

・消防団が許可するわけではありません！

万が一、火が周囲に燃え移ったとき、大火災になることを防ぐ「消火隊」として待機しているものです。

・三九郎は、**予備日（順延日）**を設けましょう！

・長年親しまれてきた地域の伝統行事「三九郎」を次世代へ継承するため「昔の経験」による油断を捨て、正しく行いましょう。

Q. 林野火災注意報や火災警報が出ているのに、火の取扱い制限に従わなかったらどうなるの？

A. 注意報発令時であっても、屋外で火を取扱い、火災を起こせば多額の損害賠償請求の対象になることが考えられます。

○林野火災注意報のとき

屋外で火を取扱い、火災を引き起こした場合、法律上「**重過失（重大な過失）**」と認定される可能性があります。重過失の場合、失火法による免責は受けられず、損害賠償責任を負うことがあります。

●火災警報のとき

火災を起こしたかどうかにかかわらず、**違反行為（屋外での火の取扱い）**自体が「罰則」の適用対象となる可能性があります。

【罰則】30万円以下の罰金または拘留

Q. 林野火災注意報や火災警報は、どうすれば分かりますか？

A. リアルタイムの状況は「松本広域消防局のホームページ」をチェックしてください。

こちらから発令状況をチェック！



松本広域消防局
ホームページ

インターネットを使わない方へ

発令を知るには、

- ①管轄の消防署所にのぼり旗が掲げられています。
- ②消防車両による巡回広報で直接地域にお知らせしています。
- ③お近くの消防署所にお問い合わせください。
- ④届出をされている方には、消防署・出張所から連絡します。



Q. 自分の土地で行う、畔焼き・たき火なら、注意報が出ていても少し燃やすくらいなら大丈夫ですよね？

A. **自分は大丈夫**という油断が、毎年多くの火災を引き起こしています。農業に伴うやむを得ない焼却でも林野火災注意報・火災警報が発令されている時は、**実施しないでください。**

また、林野火災注意報が発令されていなくても、**強風注意報**発令時（平均風速13m/s ※見込み含む）は、離れた場所に**火の粉が飛び**、火災となる危険がありますので**実施しないで**ください。



気象庁
ホームページ

こちらから松本地域の気象状況をチェック！



【緊急時は119】

お問い合わせ・届出先：松本広域消防局 または お近くの消防署へ

（電話：0263-25-1599 Mail：shobo_yobo@m-kouiki.or.jp）

